

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

包括外部監査分

指摘事項		当初措置状況 (30年度)	令和2年度の措置状況	担当課
(意見) 貸館の予約方法について (報告書75ページ)	利用者アンケートによると予約方法に関する要望が多く寄せられていた。貸館の予約方法を先着順方式から抽選方式に変更することを検討してほしい。すべての公民館が抽選制をとっているわけではないが、市立公民館である以上はできる限り利用者に対して公平性を担保したほうが良いのではないだろうか。 現在の先着順方式は、近隣に住んでいる方は予約をとりやすいが、その反面、遠方に住んでいる方は、電話予約もできないため、希望のコマをとるために早朝から公民館まで足を運ばなければならない。例えば、他の公民館で採用している「抽選方式(利用希望月の前月1日の8時半に、窓口に来た利用者が番号の記載された用紙を引き、その用紙の番号順に好きな時間帯を予約してもらう)」なども検討されたい。	今後、予約申込みの際に、直接公民館利用者に意見をお聞きして、予約方式について検討していきたい。(柳原公民館)(30総第237号H30.6.4)	検討を重ねた結果、平成31年4月分(平成31年3月1日予約分)より、予約を抽選方式に変更した。(令和元年度措置)	柳原公民館
(意見) サークル参加者の展示物について (報告書79ページ)	サークル活動に参加している方の成果物を展示している。訪問した際に、鑑賞させてもらったが、当公民館だけの展示ではなく、他の公民館でも展示できれば、公民館利用者同士の交流につながると思われる。 平成29年度は、芋井地区住民自治協議会との交流事業が決定しているとのことであるので、双方の公民館において展示ができるよう検討されたい。	サークル活動の成果物の相互展示が公民館利用者同士の交流につながる可能性があることから、今後、交流を予定している芋井地区及び近隣公民館を中心に検討していきたい。(朝陽公民館)(30総第237号H30.6.4)	今後は、毎年3月に開催している朝陽公民館の利用団体・サークルの学習発表会「学びフェスタ朝陽」において、他館のグループ・サークル活動の成果物展示することとした。(新型コロナウイルス感染防止対策により事業が中止)(令和元年度措置)	柳原公民館
(意見) 小田切地区住民自治協議会との事務分担について(報告書95ページ)	住民自治協議会を構成する団体の事業に必要な現金管理及び必要物品の購入のほか、関係する書類の作成をしており、小田切公民館が、実質的に小田切地区住民自治協議会の一部を担っているように見受けられる。(中略) 住民自治協議会は、「自助、共助、公助」の補完性の原理をもとに、市と協働しながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための住民主体の自治組織である。(中略)長野市との協働に関する基本協定書」によると、長野市は、住民自治協議会が行う自主的かつ独立的な住民の福祉の増進に資する取組みに対し、必要な支援を行うものとしているが、現状では、住民自治協議会の自主的かつ独立的な役割と、市立公民館の役割が一部混同しているように見受けられる。 住民自治協議会の担い手が限られるという事情はあるが、改善が望まれる。	住民自治協議会との共催事業が多く、企画については従来どおり公民館で事務を行うが、現金管理及び必要物品の購入や会計書類の作成については、住民自治協議会へ移管する方向で検討したい。(小田切公民館)(30総第237号H30.6.4)	住民自治協議会が構成する団体の事業については、住民自治協議会と事務分担について協議し、それぞれの役割を明確にした。 今まで公民館(R1からは交流センター)が行っていた現金管理及び必要物品の購入、会計書類の作成については住民自治協議会へ移管した。(令和元年度措置)	小田切公民館
(意見) 公民館設置目的の表示 (報告書147ページ)	利用者アンケートの結果から、開館時間の延長対応や、設備に関してなど、地域住民の要求に対して、公民館はすべてに応えなければいけないような意識があるように感じられた。このような意識が生まれるのは、公民館にその設置目的を正確に利用者に伝えることができなかったことが原因と考えられる。社会教育法の適用を受ける限り、公民館は、生涯学習の場として、営利を目的とせず、それぞれの地域において貢献することを目的としていることから、その趣旨を周知すべきであると考えられる。 よって、全公民館の受け付け窓口周辺に公民館設置目的を表示し、利用者のためであれば何でもしてくれるといった意識を払拭するため利用者に周知されたい。	公民館設置目的の利用者への周知については、社会教育法第20条の趣旨に基づいた利用法・利用規則や営利や政治、宗教活動等には使用できないことを明示した紙を既に掲示又は利用申込みの際に配布するなど周知を行っている館もあるが、未実施の館については、掲示又は配布等について検討している。(全市立公民館)(30総第237号H30.6.4)	公民館を使用(利用)する際は、「長野市立公民館使用(利用)団体登録届出書」(以下「届出書。」という。)を提出してもらうこととなっている。令和2年4月1日からその届出書の様式を変更し、裏面に公民館の利用や利用を許可できない活動などを明記した。 本届出書は全館統一様式であり、また年度ごとに提出するため、届出書を記載する際に公民館の使用(利用)について利用者周知している。	家庭・地域学びの課
(意見) 公民館講座の有料化の再検討について(報告書156ページ)	「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、受講料徴収のための費用と見合わない場合は、利用者に負担を求めないことができるとしているが、同時に3年経過した時点での再検討、見直しをすることとしている。平成28年度はこの見直しの時期に当たるが、指定管理者制度への移行を優先することを理由に、有料化の再検討はなされていない。「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、意識啓発を目的とした講座を除き、講座の有料化について再検討することが望まれる。	「行政サービスの利用者の負担に関する基準」では、使用料等を見直す場合は、見直しに先立ってサービス提供方法・提供内容の見直し、積極的な利用促進などの取組による収入増加と、コスト削減の具体的な目標を定め、利用者の負担増加を最小限に抑制したうえで、利用者に負担を求めるとしている。市民や社会全体の知識向上や普及啓発を目的とする啓発講座は、公益的・義務的として位置づけられ、負担は求めないこととし、また、成人学校など趣味的講座は、私益的でやや裁量的となっており、一定の負担が必要とされていることから、この基準に基づき、引き続き有料化について検討していく。(家庭・地域学びの課)(30総第237号H30.6.4)	公民館・交流センターで開催される講座に、多くの人が気軽に何度も参加できるようにすることで、学習意欲の向上や人とのつながり、交流が深まり、地域づくりの活動や地域の課題解決に向けた活動の発展が期待できることから、現時点では受講料の徴収について検討を行わない。(令和元年度措置)	家庭・地域学びの課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

包括外部監査分

指摘事項		当初措置状況 (30年度)	令和2年度の措置状況	担当課
(意見) 市有施設間での受講料の統一について(報告書156ページ)	講座名をもとに抽出しているため、受講者の習熟度、開催頻度、開催時間、1回当たりの時間など講座の質の面で異なる可能性がある。しかし、受講料の比較を見る限り、類似する講座を開催しているように見受けられる。利用者からすると類似する講座を受講するにもかかわらず、施設が異なるだけで受講料が異なるのは理解しづらい。類似する講座を開催するのであれば、市有施設間の受講料を統一することが望ましい。	現在、講師及び講座内容が同じであれば、近隣公民館と教材費を同額に設定したり、類似した講座などは近隣公民館で平準化を図るなどの工夫をしている。 市有施設間の受講料の統一については、行政サービスの基準を踏まえ、今後他施設の実態を調査し、検討していきたい。(家庭・地域学びの課)(30総第237号H30.6.4)	他課所管施設との受講料の統一については、施設の設置目的や講座の目的(内容や講師、開講時間等)が異なるため、一概に統一して行くことは難しいことから現状では受講料の統一は行わない。(令和元年度措置)	家庭・地域学びの課